

〈日本陸水学会論文賞選考内規〉

第1条（目的）

本賞は、本会が発行する和文誌「陸水学雑誌」および英文誌「Limnology」の最新2年間に発表された優秀な論文に対し、論文賞を授与してその業績を表彰することにより、陸水研究を奨励し、陸水学の活性化を図ることを目的とする。

第2条（名称）

本賞は、「陸水学雑誌論文賞」および「Limnology Excellent Paper Award」と称する。

第3条（受賞候補者の選考）

各論文賞の受賞候補者は、「陸水学雑誌」および「Limnology」に掲載された優れた論文の、著者全員とする。

- 2 各論文賞の受賞者を選考するために、各論文賞選考委員会（以下各選考委員会という）を設ける。
- 3 各選考委員会は複数名の委員で構成する。各選考委員は陸水学雑誌、Limnologyそれぞれの編集委員長の他に各雑誌の編集委員から選出し、会長が委嘱する。各選考委員会委員長は陸水学雑誌ならびにLimnologyの編集委員長が務めるものとする。
- 4 各選考委員会は、受賞候補論文を原則1～2編選考する。
- 5 各選考委員会は受賞候補論文を会長に答申する。会長はこれを評議員会に諮り、受賞論文を決定する。
- 6 会長は、受賞論文の決定後、すみやかに受賞論文の著者にこの旨を通知する。

第4条（選考対象論文）

「陸水学雑誌論文賞」の選考対象となる論文は、受賞当該年度の前年度と前々年度の「陸水学雑誌」掲載論文とする。

「Limnology Excellent Paper Award」の選考対象となる論文は、受賞当該年度の前年度と前々年度の「Limnology」掲載論文とする。

- 2 「陸水学雑誌論文賞」は、筆頭著者あるいは責任著者が本学会会員であることを要件とする。再受賞は可とする。
「Limnology Excellent Paper Award」は、筆頭著者あるいは責任著者が本学会会員であることを問わない。再受賞は可とする。

第5条（授賞）

論文賞の授賞式は本学会大会において行い、受賞者には賞状と記念品を贈呈する。

付 則

- 1 選考委員が受賞候補者となった場合には、選考委員会委員からはずれるものとする。この場合には、不足する選考委員を陸水学雑誌もしくはLimnologyの編集委員の中から選任する。ただし、任期は当該年のみとする。
- 2 陸水学雑誌論文賞の英文表記はJapanese Journal of Limnology Excellent Paper Awardとする。
- 3 当内規は、2012年9月17日より実施する。2013年9月12日改定。2016年11月6日改定。2023年10月14日改定。